

## 「クレジットカード決済導入業務」企画提案に関する質問・回答

番号	質問項目	質問内容	回答
1	【提出様式8】について	【様式8】文中の「利便性」とは何を指しますでしょうか。 仕様書に記載の項目を充足(可能であるか)しているか、若しくはその機能を利用し、利便性をいかに向上できるか等の付加的な要素でしょうか。	どちらも該当します。
2	評価基準 「加盟店手数料等に関して」	カードの決済においてはカード利用者(奈良県庁様)、カードを発行するカード会社A(今回の決済導入業務者)、販売業者(今回の例では水道局等)、販売業者と加盟店契約を締結しているカード会社Bが介在します。今回の公募に応募するカード会社Aがカード会社Bと同一であれば加盟店手数料について介在余地はありますが、異なれば介在することはできません(加盟店手数料はカード会社Bと販売業者の契約である為)  弊社は今回利用の対象となるような電力会社、電話会社、水道局、郵便局等と加盟店契約は無く、手数料に関して係ることは不可能であり、様式6及び様式7については提出しないということで問題は無いでしょうか。  尚、カード会社Bからカード会社Aに対して決済毎に手数料が支払われますが、当該手数料はカードブランド(VISAやマスター)が業種毎に細かく規定しており、ブランドを利用しているカード会社各社が変更することは出来ません。	提出しない様式がある場合は、「公告 第3 失格事項(5)」に該当するため、失格となります。 なお、様式6・7については、負担軽減の可能性がある手法の検討結果を提示することや、現時点で実施が難しいと考えられる場合であっても、「将来的に実現可能な負担軽減策」としての提案を記載することなどを想定しています。
3	評価基準 「2手数料率」 「3手数料軽減策」	評価内容欄に記載の「カード加盟店」の指す範囲は、奈良県内でクレジットカード利用可能な加盟店全量の意でしょうか。それとも、貴庁にてお支払いを想定されております加盟店でしょうか。	評価内容欄における「カード加盟店」の範囲は、後者を想定しています。
4	評価基準 「2手数料率」	評価内容欄に記載の「低廉な水準」が示す、基準はございますでしょうか。	明確な基準はございませんが、本県のクレジットカードの利用によって、加盟店の経営状態に大きな影響を与えないような低廉な手数料であり、社会的公平性が保たれているということをお示しいただくことを想定しています。
5	契約書について	パーチェシングカードの発行を行う事業者との契約にあたって、締結予定の契約書は、どのような案のご規定をされておりますでしょうか。	契約書に記載する項目は、奈良県契約規則で定める内容(契約の目的、契約金額、履行の期限、履行の場所、監督及び検査に関する事項、契約代金の支払又は受領の時期及び方法、債務不履行の場合の損害金に関する事項、契約の解除に関する事項、その他の必要な事項)及び受託者の約款等をもとに、県と受託者が協議・合意の上、確定します。